

令和 8 年度山添村移住定住促進事業補助金募集要項

○趣旨

山添村における若者世帯等の移住・定住を促進すること及び村内からの若者世帯等の流出を防ぎ、定住人口の増加、維持を図ることを目的とし、村内に住宅を新築又は既存住宅並びに空き家を購入（以下「取得等」という。）し定住する意志を有する者に対し、予算の範囲内で補助します。

○対象者：

補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する方。

- (1) 基準日において 4 5 歳未満の者
- (2) 取得等した場所に住民登録を有する者又は取得等に合わせ村に住民登録を行う方もしくは定住予定者。
- (3) 補助金の交付決定を受けた日から、取得等した住宅に 1 0 年以上定住することを誓約する者および居住地の自治会に加入する者。ただし、自治会のない地域においてはその限りでない。
- (4) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない者。また、当該取得等において国、県又は村の制度により補助及び補償等を受けていない者（山添村浄化槽設置整備事業補助金及び山添村空き家改修事業等補助金による補助は除く。）
- (5) 補助対象者及び世帯員が、暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと

○補助対象経費：

補助金は、住宅の取得等の基準日が各年度の 4 月 1 日以降であり、同年度 3 月 3 1 日までに完了する次の各号のいずれかに該当する補助対象者に交付します。

- (1) 自己の居住の用に供するため、新築（土地代金を除く。）を取得する方
- (2) 自己の居住の用に供するため、既存住宅（土地代金を除く。）を取得する方
- (3) 自己の居住の用に供するため、空き家（土地代金を除く。）を取得する方

ただし、次の各号のいずれかに該当する補助対象者等は補助金を交付できません。

- (1) 住宅の共有持分が各々 2 分の 1 である者で、他の一方の者がこの補助金の交付申請を行った方
- (2) 既存住宅及び空き家の購入の場合であって、売買契約の相手方が 3 親等以内である方
- (3) 過去にこの要綱の規定により補助金の交付を受けた方

○補助対象金額

補助金の交付の対象となる経費の額は次の表により算出した基本額に加算額を合算したものを補助金の額とし、補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

要件	基本額（万円）		加算額（万円）
	取得等の金額のうち	補助金限度額	子育て世帯
新築 既存住宅 空き家	1 / 2 以内	5 0	1 0

※子育て世帯 1 8 歳以下の子が同居する世帯をいいます。

○申請受付期間

令和8年6月1日（月）から令和9年3月31日（水）まで

※ただし、申請受理件数が2件に達し次第受付を終了します。

○申請手続き

申請にあたっては、所定の申請書に以下の必要書類を添えて、山添村地域振興課窓口まで持参するか、郵送にて提出してください。

要件	提出書類	備考
新築	<ul style="list-style-type: none">・誓約書兼同意書（様式第2号）・本人確認書類・住民票謄本・工事請負契約書・建築設計図・位置図・その他村長が必要と認めるもの	写し可能
既存住宅	<ul style="list-style-type: none">・誓約書兼同意書（様式第2号）・本人確認書類・住民票謄本・既存住宅の購入に係る売買契約書・位置図・既存住宅の全景写真・その他村長が必要と認めるもの	※定住者で住民記録の閲覧に同意した者にあつては、住民票謄本の提出を省略することができる。
空き家	<ul style="list-style-type: none">・誓約書兼同意書（様式第2号）・本人確認書類・住民票謄本・空き家の購入に係る売買契約書・位置図・空き家の全景写真・その他村長が必要と認めるもの	